

平成21年9月4日  
社会保険庁運営部年金保険課  
(担当・内線) 補佐 山田  
係長 中山(3648)  
(電話代表) 03(5253)1111  
(F A X) 03(3502)2368

報道関係者 各位

## 厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録 の社会保険事務所段階における記録訂正の状況等について

社会保険庁においては、昨年12月25日から、厚生年金に係る記録確認の申立てについて、給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合等については、処理の迅速化を図るため、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたところで

す。  
今般、本年7月末までの状況等がとりまとめられましたので公表します。

詳細については、別添参照。

平成21年9月4日  
社会保険庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の  
社会保険事務所段階における記録訂正の状況等について

社会保険庁においては、昨年12月25日から、従業員であった方（事業主や役員でなかった方）の事案であって、ご本人が保有されている給与明細書等や、雇用保険の記録等により、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の条件に該当する場合には、処理の迅速化を図るため、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたところです。

今般、本年7月31日までの当該記録訂正の状況等について、下記のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

記

1. 社会保険事務所段階における記録訂正の事案数（累計） 500件

\* 500件の内訳は、事業所の全喪日以後に、遡及して標準報酬月額記録が訂正されていたものが478件、遡及して資格喪失日の記録が訂正されていたものが32件（重複して該当するものが13件）、遡及して被保険者記録が取り消されていたものが3件です。

2. 約2万件の戸別訪問の対象事案の状況

\* 社会保険事務所段階における記録訂正は、従業員であった方で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」と回答された方であることが前提となります。

→ このような方は、本年3月31日時点で、1,535件

① 社会保険事務所段階における記録訂正が完了しているもの（累計）

444件（注1）

② 従業員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計）

891件（注2）

（注1） この444件は、上記1の500件の内数となります（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を2件含む）。

（注2） 上記のほか、事業主又は役員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計）：1,962件（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を9件含む）

(参 考)

- 社会保険事務所段階における記録訂正を行った事案の申立人と同一事業所に同一時期に勤務していた他の被保険者のうち、当該申立人と同様の遡及訂正処理が行われている方（以下「同僚被保険者」という。）については、その方が従業員であった方であり、ご本人から当該記録が事実と異なる旨のご確認をいただいた場合には、社会保険事務所段階での記録訂正を行うこととしています。
- 本年7月31日までに社会保険事務所段階における記録訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに、社会保険事務所からご本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進めていくこととしています。
- なお、上記1の500件のうち77件、上記2の①の444件のうち75件が、「同僚被保険者」として社会保険事務所段階における記録訂正を行ったものです。